

会 員 各 位

一般社団法人 全国住宅産業協会
事務局 長 米 山 篤 史

無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度等の取扱いについて

国土交通省から標記についての周知依頼がありましたのでお知らせします。詳細は別添資料をご参照ください。

記

1. 通知等資料 (1) 開発許可制度の取扱い関係
 - ① 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の取扱いについて (情報提供) (令和 2 年 3 月 1 9 日 事務連絡)
 - ② 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について (技術的助言) (令和 2 年 3 月 1 9 日 国都計第 1 3 3 号)
 - (2) 土地区画整理事業等の取扱い関係
 - ① 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等の取扱いについて (情報提供) (令和 2 年 3 月 1 9 日 事務連絡)
 - ② 無電柱化の推進に関する法律を踏まえた土地区画整理事業、市街地再開発事業、防災街区整備事業及び住宅市街地総合整備事業等の運用について (技術的助言) (令和 2 年 3 月 1 9 日 国都市第 1 1 6 号、国住街第 1 7 0 号)
 - (3) 道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 関係
 - ① 道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて (平成 3 1 年 4 月 1 日 国道利第 4 3 号、国道メ企第 3 3 号、国道環第 1 2 2 号)
 - ② 「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」の運用上の留意事項について (平成 3 1 年 4 月 1 日 事務連絡)
 - ③ 「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き」について (令和元年 9 月 3 0 日 事務連絡)
- ※全住協HPに關係資料全文を掲載
2. 送付資料 1 の (1) の ① の 通知文
 3. 参考 H P (1) 無電柱化の推進 (国土交通省)
<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html>
 - (2) 開発許可制度 (国土交通省)
https://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_tk_000011.html
 4. 問合せ先 (一社)全国住宅産業協会 担当：原田
TEL 03-3511-0611
- 以 上

(一社) 不動産協会	担当者	殿
(一社) 全国住宅産業協会	担当者	殿
(一社) 不動産流通経営協会	担当者	殿
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会	担当者	殿
(公社) 全日本不動産協会	担当者	殿
(一社) 住宅生産団体連合会	担当者	殿

国土交通省都市局都市計画課

無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の取扱いについて（情報提供）

平成28年12月に無電柱化の推進に関する法律(平成28年法律第112号。以下「無電柱化法」という。)が施行され、同法第12条前段等により、開発行為により新たに設置される道路(以下「開発道路」という。)においても無電柱化(電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における新たな設置を抑制することをいう。)が求められることとされています。また、同条前段の実効性を担保するため、道路法施行規則の一部を改正する省令(平成31年省令第32号)が平成31年4月1日に公布・施行され、占用許可制度が改正されています。

これを受けて、開発許可制度の取扱いについて、道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者(以下「関係事業者」という。)と調整を行い、下記のとおりとすることになりましたので、貴団体加盟各社に対する周知をお願いいたします。

なお、都道府県等の各開発許可権者に対しては、別添のとおり「無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について」(令和2年3月19日付国都計第133号)を通知していることを申し添えます。

記

1. 無電柱化法について

無電柱化法第12条前段において、関係事業者は、社会資本整備重点計画法(平成15年法律第20号)第2条第2項第1号に掲げる事業(道路の維持に関するものを除く。)、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされている。「その他これらに類する事業」には都市計画法第29条の許可(以下「開発許可」という。)を受けて行う開発行為に関する事業も含まれると解されており、開発行為により新たに設置される道路においても無電柱化が求められることとなる。

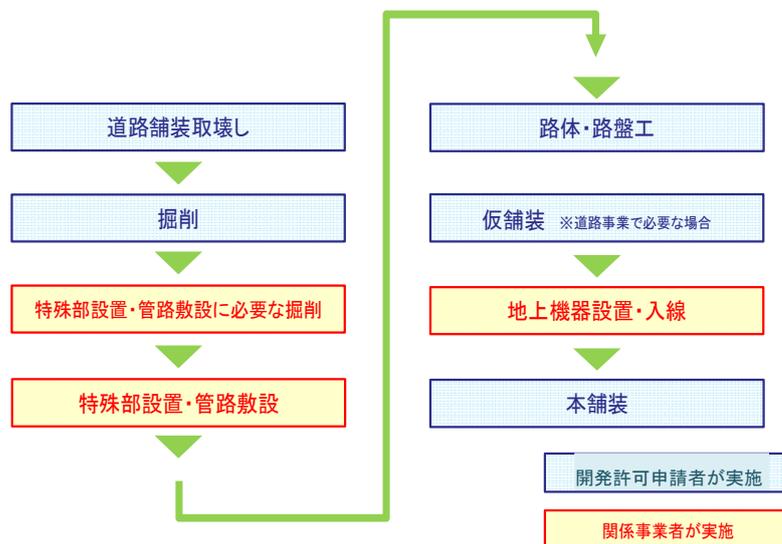
2. 開発道路における無電柱化について

開発道路が道路管理者に引き継がれる場合は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の適用を受けるとなり、変更された占用許可基準のほか、「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」（平成 31 年 4 月 1 日付国道利第 43 号、国道メ企第 33 号、国道環第 122 号。以下「道路局通達」という。）、『道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて』の運用上の留意事項について」（平成 31 年 4 月 1 日付事務連絡）及び『道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き』について」（令和元年 9 月 30 日付事務連絡。以下「道路局手引き」という。）が適用されることとなるが、その整備主体が開発許可申請者となるため、開発許可申請者と関係事業者の役割分担及び関係事業者への通知については、以下のとおりとなる。

なお、無電柱化法の対象となる道路は道路法の適用を受ける道路に限定されているわけではなく、道路管理者に引き継がれない開発道路（私道）についても、技術上困難である場所を除き無電柱化が求められることとなるが、当該困難性への該当の判断については道路法の適用を受ける開発道路に準じた取扱いとする。

（1）道路事業に併せた道路管理者と関係事業者の役割分担については、道路局手引き 3. で示されているが、開発道路は整備主体が道路管理者ではなく開発許可申請者となるため、開発許可申請者と関係事業者の役割分担は下記のとおりとなる。

- ・ 関係事業者が行う無電柱化の工事のうち、開発道路の整備に必要な工事と重複する部分については開発許可申請者が整備することを基本とする。具体的な工事内容の例として、開発行為による道路の新設、改修又は修繕に必要な舗装撤去工、掘削工、路体工、路盤工、舗装工等があげられる（下図参照）。
- ・ 関係事業者が行う無電柱化の工事のうち、開発道路の整備に必要な工事と重複しない部分については関係事業者が整備することを基本とする。具体的な工事の例として、特殊部の設置、管路の敷設、地上機器の設置、入線工事等があげられる（下図参照）。
- ・ なお、工事に係る費用の負担については、当該開発道路が整備後に道路管理者が管理を引き継ぐことが決定している道路である場合にはその点も十分に考慮しつつ、開発許可申請者と関係事業者の協議により決定する。



[図 役割分担の例（開発道路の整備と重複する部分を開発許可申請者が行う場合）]

(2) 無電柱化に当たり道路を掘削する工事着手の2年前までに本工事が実施される旨の通知が必要となるが、予備設計に着手する段階等で別紙により関係事業者へ速やかに通知を行う必要がある。

なお、当該通知が可能であるにもかかわらず、通知がなされなかった場合は、開発道路が道路管理者に引き継がれないこととなることに留意されたい。

(3) 工事着手までの期間が2年未満であるため2.(2)の関係事業者への通知がなされない開発道路や、道路管理者に引き継がれない開発道路(私道)等であっても、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、可能な限り無電柱化の実施がなされることが望ましい。

(別紙)

事業通知書

年 月 日

(関係事業者) 殿

開発許可申請者 印

無電柱化の推進に関する法律第 12 条に規定する事業について、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業の場所 ●●県●●市●●町●●地区
- 2 事業の着手予定時期 令和●●年●●月
- 3 事業の完了予定時期 令和●●年●●月
- 4 事業の概要 (予定) 延長 L=●●m、幅員 W=●●m
- 5 事業の進捗状況(予定含む) 令和●●年●●月 予備設計着手予定
- 6 その他 例：位置図、平面図、横断図等 関係図書、全体工程等の参考資料

担当部署 連絡先

〇〇会社

電話：000-000-0000